

町野復興プロジェクト実行委員会 会則

(名称)

第1条 この会は、町野復興プロジェクト実行委員会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、実行委員長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、令和6年能登半島地震により甚大な被害を受けた輪島市町野町地区の復興及び持続可能なまちづくりに関する活動を行うことにより、1日も早い復興と、将来に渡って町野町を発展させ、魅力ある地域とすることを目的とし、令和6年2月2日設立する。

(活動の種類)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動を実施する。

(1) 町野地区コミュニティの再生に向けた協議と実践

イ 各地区の住民組織の再生

ロ 農業・漁業・産業の再生

ハ 生活に必要なサービスの再生

(2) 町野地区復興に必要な住民レベルのプロジェクト

イ 復興に向けたまちづくりの検討

ロ 復興に必要な各種事業の実施

ハ 国、石川県、輪島市をはじめとする公共の復興プロジェクトとの情報共有及び連携

(3) 情報発信、交流

イ 町野地区に関心のある方、関係者への情報発信及び交流

(4) その他、目的の達成に必要な活動

(会員)

第5条 本会の会員は、次の2種とする。

(1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。

(2) 賛助会員は、この会の活動を賛助するために入会したものとする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を委員長に提出し、承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会届を委員長に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(2) 会費を3年以上納入しないとき。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

(3) 会計 1人

2 各役員について、当該役員及びその配偶者又は3親等内の親族等である役員の合計数が、役員の総数の3分の1を超えてはならない。

3 他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(選任)

第10条 役員は総会において、会員の中から選任する。

(職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 会計は、本会の会計を担当する。

(解任)

第12条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 本人の申し出があったとき。

(3) その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(任期)

第13条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第14条 本会の総会は、正会員を持って構成し、毎事業年度終了後3か月以内に1回、委員長が招集して開催するものとする。ただし、開催の必要があると委員長が認めるときは、臨時に開催できるものとする。

2 委員長は、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会を招集するものとする。

3 委員長は、正会員に対して、総会の7日前までに次の各号の内容を記載又は記録した書面ないし電磁的記録をもって通知を発しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の招集目的

(3) 総会の招集理由

(4) 総会の議案

4 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 会則の変更

(2) 解散

(3) 報告および決算

(4) 計画および予算

(5) 役員の選任又は解任

(6) その他会の運営に関する重要事項

5 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

6 正会員の過半数が総会の開催を要求する場合、委員長は速やかに臨時の総会を開催しなければならない。

7 総会の決議は、出席した正会員の過半数をもって行う。

(総会議事録)

第15条 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

第16条 役員会は役員を持って構成する。

2 役員会は、毎事業年度3か月に1度、委員長が招集して開催するものとする。ただし、開催の必要があると委員長が認めるときは、臨時に開催できるものとする。

3 委員長は、役員会の目的である事項及び招集の理由を示して、役員会を招集するものとする。

4 委員長は、役員に対して、役員会の5日前までに次の各号の内容を記載又は記録した書面ないし電磁的記録をもって通知を発しなければならない。

(1) 役員会の日時及び場所

(2) 役員会の招集目的

(3) 役員会の招集理由

(4) 役員会の議案

5 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

6 役員会は、役員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

7 役員の過半数が役員会の開催を要求する場合、委員長は速やかに臨時の役員会を開催しなければならない。

8 役員会の議決は、出席した役員の過半数をもって行う。

9 役員会の議決にあたっては、当該議決について特別の利害関係を有する理事を除いたうえで
行う。

(役員会議事録)

第17条 役員会の議事については、議事録を作成する。

(事業報告書及び決算)

第18条 委員長は、事業報告書、収支計算書を作成し、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第19条 本会の事業年度は、1月1日に始まり、12月31日までとする。

(委任)

第20条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(変更)

第21条 この会則は、総会において、出席者の2分の1以上の承認がなければ変更できない。

附則

1 この会則は、令和6年2月2日から施行する。